

補助金の見直しに関する提言書

平成26年8月

西条市補助金等検討委員会

目次	1
はじめに	2
I 補助金の現状と課題	
1 現在の課題	3
2 見直しの基本的な視点	3
3 見直しの方針について	4
II 補助金の検証	
1 検証の方法について	5
2 検証の結果	6
3 付帯意見	7
おわりに	9
西条市補助金等検討委員会会議経過	10
西条市補助金等検討委員会委員名簿	10
《資料》	
補助金交付要綱の作成例	11
個別補助金の検証結果一覧表	13

はじめに

補助金は、市の政策目的を実現するために、個人や団体が取り組む公益性が認められる活動を支援することにより、行政が抱える課題を解決するための有効な手段の一つである。その一方で、一旦交付されると、特定の相手に長期的に交付されてしまう傾向があり、事業本来の必要性や効果が十分に検証されないまま、既得権益化されやすいという問題がある。補助金は市民の税金等から賄われていることから、高い公平、公正性が求められるとともに、今後の厳しい財政環境を踏まえ、限りある財源をより有効的に活用していく必要がある。

西条市の補助金については、平成16年11月の2市2町による合併時の調整方針により調整され、それぞれの補助金交付要綱等に基づき交付されている。合併に伴う激変緩和を考慮し、サービス水準を維持するため旧団体の補助金を引き継いだ上で市内全域に広めたこと等により、平成26年度の補助金総額は予算ベースで、259件、約120億円に上っている。

西条市における今後の財政見通しは、国からの普通交付税の減少や、高齢化の更なる進行に伴う社会保障費の増加が見込まれる中、持続可能な行財政運営を構築するため、平成24年3月に「西条市行政改革大綱」を策定し、集中改革プランに基づく、補助金等の総合的な検証を行うこととしている。

今回、補助金の見直しにあたっては、個々の補助金について、補助対象となる事業の公益性や必要性等を検証し、第三者の視点から客観的に評価を行った。

この提言書は、本委員会での検討の結果を取りまとめたものであり、その趣旨を汲み取り、早急に補助金の適正な見直しを行うよう要望する。

西条市補助金等検討委員会

I 補助金の現状と課題

1 現在の課題

(1) 補助期間の長期化への懸念

既存の補助金は「公益上必要である」と認められ創設されたことから、廃止することは難しく、長期にわたり存続しがちである。昨今の社会経済情勢の急激な変化の中で、補助金の交付が継続して必要かどうか検証が行われなければならない。そのため常に終期を念頭に入れるなど、定期的な見直しを行う仕組みが必要である。

(2) 自主、自立した活動創出の検討

長期にわたり継続して補助金が交付されると、交付を受けている団体は、あらかじめ補助金を前提にした事業計画や活動を展開する傾向が見受けられる。このことが団体等の自立した運営に向けた努力を損ない、自主、自立した活動の創出を妨げるおそれがある。

こうした問題を防止するには、運営費補助の事業費補助への移行を促すことが必要となる。あわせて、補助金交付団体の事務局を行政側が長期にわたり担っているものについては、より自主的な運営を促すためにも事務局の引継ぎを検討する必要がある。

(3) 統合的な枠組みの検討

補助金の中には、同一団体へ複数の補助金が交付される場合がある。この場合、交付を受ける団体は個別に交付申請手続きをとる必要がある。補助金取扱い事務の効率化、申請者の手続きの簡素化等を考えたときに、統合的な補助金の枠組みを検討する必要がある。

(4) 地域間での見直し

旧行政区単位で交付していた補助金は、合併後もそのまま継続して交付されているものが多く現在に至っている。事業の目的、内容が類似しているにもかかわらず、地域によって補助対象経費や補助金額の整合が図られていないため、事業の統合も含め見直す必要がある。

2 見直しの基本的な視点

地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付または補助することができる。」とされていることから、公益性は補助金支出の絶対条件である。さらに、補助金の本質に立ち返り、次の4つの基本的な視点から補助金等のあり方を見直すこととした。

(1) 公益性

- ① 市民の利益に広く寄与するか。
- ② 市の施策と合致しているか。

(2) 必要性

- ① 社会情勢やニーズの変化に適合しているか。
- ② 市が関与すべきか。
- ③ 継続して補助すべきか。

(3) 妥当性

- ① 補助金という手段が最適か。
- ② 補助金交付要綱の内容は適切か。
- ③ 補助金額は適切か。
- ④ 補助金等交付規則、補助金交付要綱に基づく適切な運用が行われているか。

(4) 公平性

- ① 地域間でのバランスはとれているか。
- ② 各団体間でのバランスはとれているか。

3 見直しの方針について

「見直しの方針」については、「継続」、「地域間で見直し」、「終期設定」、「削減」、「廃止」、「費目変更」の6つの選択肢によって、方針を示すこととした。また、見直しにあたっては、以下の各基準を総合的に判断することとした。

(1) 継続するもの

- ① 行政目的のために、市が実施すべき事業を補完して実施しているもの。
- ② 市の重点施策に関するもの。
- ③ 他市との協議等により協調的に補助しているもの。
- ④ 合併以降、既に一定の見直しを行っているもの。

(2) 地域間で見直しするもの

同類の補助金で地域間において公平性に欠けるもの。

(3) 終期設定するもの

特定の事業者に対し長期間にわたり補助金を交付しており、自主的な運営等が求められるもの。

(4) 削減するもの

- ① 補助対象経費等において改善を要するもの。
- ② 補助率が1/2を超えるもの。
- ③ 補助金額が年々増加しているもの。

- ④市の予算額に対して決算で不用額が多いもの。
- ⑤団体補助について、補助金額と比較して繰越金や積立金等が多いもの。
- ⑥団体補助について、団体の歳入全体に占める補助金の割合が50%を超えるものや、会費、協賛金等の自己財源を確保していないもの。
- ⑦団体補助について、団体運営費と事業費が混在しており事業費補助への移行を検討すべきもの。

(5) 廃止するもの

- ①自立、自助が認められる団体等であるため、交付対象からはずすべきもの。
- ②目的が完了された事業等であるため、交付対象からはずすべきもの。
- ③公益性に欠けるもの。
- ④国、県の補助制度が既に廃止されているもの。
- ⑤他に代替的な事業があるもの。

(6) 費目変更するもの

本来の事業実施主体から判断して、補助金としての支出科目が適当でないもの。

II 補助金の検証

1 検証の方法について

検証を行うためには、まず補助対象事業への理解を深め、補助する目的を精査する必要がある。

今回、調査対象とした市単独の補助金165件について、補助金を所管する各担当部署が個々の補助金について自己検証を行い、更にこの検証結果をもとに庁内検討会において、公益性・必要性・妥当性・公平性の観点から市の見直し方針を作成した。

補助金165件のうち、庁内検討会での検討の結果、見直しが必要とした補助金のほか、継続とした補助金についても客観的な評価が必要とみられるもの70件について、西条市補助金等検討委員会委員5名による検証を行った。

当委員会は、各担当部署での検証結果、補助の目的、交付基準、決算状況等の資料提供を受け、さらに資料では読み取れない内容等について詳細を聴取し、可能な限り多くの情報を集めることにより、多角的視点から検証を行った。

2 検証の結果

委員会での検証の結果、70件の補助金について、市の見直し方針に基づき6つの方針に分類した。見直しを行うこととした補助金の内訳は、「地域間で見直し」が6件、「終期設定」が8件、「削減」が11件、「廃止」が11件、「費目変更」が2件という結果となり、計38件について何らかの見直しが必要という結論に至った。

このほか補助事業の整理統合が望まれるものは、個別の補助金ごとに記載した。個別補助金の検証結果の詳細については、《資料》「個別補助金の検証結果一覧表」(13ページ～)のとおりである。

なお、検証結果についての考え方は、次のとおりとした。

(1) 継続するもの

① 目的に沿った活動が実施されることにより、成果も上がっており、必要性の高いもの、又は継続することが妥当と判断されるもの。(今後、削減・廃止等に向けた努力を継続する必要があるものを含む。)

② 類似する他の補助事業と整理統合することで、効率化、補助額全体の削減が期待できるもの。

(2) 地域間で見直しするもの

補助制度の地域格差は、合併以前から継続している補助金が地域間で調整されていないことによるため、補助対象経費や補助金額等、交付要綱から根本的に見直す必要があるもの。

(3) 終期設定するもの

補助金交付の長期化による既得権益化が見られるとともに必要性が薄れているため、終期設定を行い数年以内に廃止すべきもの。

(4) 削減するもの

① 効率的な運用や自助努力等により補助金額等を引き下げるべきもの。

② 補助の上限額や高い補助率等を見直す必要があるもの。

③ 事業内容や経費など補助金交付要綱全般にわたり見直しが必要なもの。

(5) 廃止するもの

① 総合的に判断した上で、補助金の廃止が妥当と判断できるもの。

② 事業の目的を達成したもの。

③ 自己資金があり、自立した事業実施が可能と見られるもの。

(6) 費目変更するもの

補助金以外の実施方法がより適当と考えられるもの。

なお、補助金等検討委員会による検証結果は下表のとおりである。

【検証結果一覧】

区 分		補助金件数 (件)	構成割合 (%)	平成26年度 予算額 (千円)	構成割合 (%)
(1) 継 続		127	77.0	1,452,820	89.5
見 直 し 区 分	(2) 継 続 (地域間で見直し)	6	3.6	2,470	0.2
	(3) 継 続 (終期設定)	8	4.8	69,444	4.3
	(4) 削 減	11	6.7	33,934	2.1
	(5) 廃 止	11	6.7	54,679	3.4
	(6) 費目変更	2	1.2	9,031	0.6
	見直し計(2)～(6)		38	23.0	169,558
調査対象分 計		165	100.0	1,622,378	100.0
調査対象外		94	—	10,418,413	—
合 計		259	—	12,040,791	—

3 付帯意見

個別に検証していく過程で付された主な意見についてまとめたので、今後、制度の見直しを行っていく上での参考とされたい。

(1) 同一の交付先に対し、複数の事業への補助金を支出しているケースがあった。これは、既存の補助制度を維持すると同時に、新たな事業に対する補助を継ぎ足したことによるものと思われる。また、同一交付先への補助であっても、目的が異なるという理由から、補助金を所管する部署が異なり、事務が煩雑化しているケースも見られた。

新たな事業等に補助する場合は、従来の制度をスクラップ・アンド・ビルドする必要があり、全体を見てどのような補助制度が効果的、効率的であるかを検討されたい。

(2) 西条市補助金等交付規則では、あらかじめ、補助の対象となるもの、補助額の限度、補助率又は補助額の基準を定めることとしている。補助金を交付する上で、補助金交付要綱は最低限必要な基準であるため、要綱が無い補助事業は早期に作成されたい。また、現存する要綱に関しても、様式が不統一であるほか、時勢に適合しない表現方法や抽象的な表現が散見されるため、統一された様式・用語、

及び適切な内容に改める必要がある。補助金交付要綱の作成例については、《資料》（11、12ページ）を参考にされたい。

- (3) 夏祭りをはじめとした各地域で開催される類似イベントは、公平性の観点から補助対象経費や補助金額等、地域間のバランスを見直す必要がある。また、合併後10年を経過していることを考慮すると、類似イベントは、市の一体感を醸成する視点からも、開催会場を一カ所で行う等、一つに統合されることが望ましく、根本的な開催方法等を検討されたい。
- (4) 補助金の使途については、全国でも住民監査請求がなされるなど公平、公正性が強く求められていることから、補助対象者の事業実績報告を厳格に監査していくことが必要である。また、下部組織への助成や上部団体への負担金が、市からの補助対象となっているケースが見られたため、その使用目的を調査し、補助対象とすべきかどうか検証する責任がある。報告書についても、提出させるだけで終わらせるのではなく、可能な限り領収書、請求書の添付や帳簿書類、通帳のチェックを行う等、下部組織を含め交付先への監査をより一層強化すべきである。
- (5) 補助金を削減すると、事業規模が縮小される傾向にある。補助金の目的はあくまで補助であり、補助金額を削減した場合であっても自主性を基本とした活動を維持することが望ましい。過度に補助金に依存している交付先には、会員を増やす、寄付や協賛を募る等の自助努力を働きかけ、交付先の自立を促す必要がある。
- (6) 研究、啓発に係る事業については、その性質上、各団体等において既存の枠にとらわれることなく、常に新たな取り組みを試みることを望ましい。同一の事業内容に従来どおり交付する体質を見直すとともに、期限を決めて活動による効果が見えるような指標を、交付先に求めるべきである。
- (7) 市民間の信頼やコミュニケーションを活発にすることにより、地域社会の関係が深まり、結果として地方行政の質が高まる。そのためには、時代の変化とともに制度を見直し、効果を最大限発揮させるよう改善していかなければならない。補助金を支出する効果として、コミュニティの形成や地域活性化の潤滑油となり得るかを検証することも、大切な視点の一つである。
- (8) 他の自治体が補助していることを理由に、補助を継続しているように見受けられる事例があった。補助の判断材料のひとつにはなるが、法令で義務付けられている補助である場合を除き、必ずしも他の自治体と横並びである必要はない。
- (9) 補助金以外の実施方法（委託、負担金、市が直接実施する等）を整理した上で、補助対象事業の内容や性質上、補助金として支出することが最適かどうか、改めて検討する必要がある。
- (10) 補助対象経費は、事業の目的を達成するために必要な経費であり、視察研修のための旅費や飲食を伴った会議費、また、経常的な事務経費等は自己財源で賄うべきである。

- (11) 同じような事業を実施している団体が多数ある中、特定の団体に対してのみ補助している場合、全ての団体が補助対象となり得るよう公募、審査を実施するなど、その不公平感を解消する必要がある。
- (12) 社会福祉協議会は市の政策を補完して事業を実施する重要な役割を担っており、市として支援していく必要性は高いが、決算状況からみれば経営状況は健全であり、市民感覚としては補助金額の削減又は、公共福祉に関する更なる事業展開を求める。
- (13) 各部署が別々に補助する縦割りの補助制度ではなく、部署の垣根を越え、補助団体間の連携を促進するような新たな性質の補助金を期待したい。

おわりに

補助金は、公益性の高い活動を効果的に実現するために有効な手段である。その一方で、特定の相手に長期的に交付され、事業本来の必要性や効果が十分に検証されないまま、既得権益化されやすいという問題がある。市が限りある財源を有効に活用するためには、これまで以上に補助金制度を有意義かつ効果的に運用していく必要がある。

このような状況を踏まえ、当委員会は「補助金の見直し」に携わってきた。

これまで記してきた検証結果及び意見は、しがらみのない第三者の視点から客観的に判断したものであると同時に、市民感覚を強く意識したものであるため、市民の声として、その実現に向け行動に移していただきたい。

市民の税金の使い方が市民ニーズに適合しているかが重要であり、定期的な見直しが必要であることを改めて認識したところである。今後は、検証結果や意見を参考としながら、各所管部署が自主的に、適正化に向けた定期的な見直しを継続して行い、より一層効率的な運用がなされることを強く期待する。

西条市補助金等検討委員会会議経過

回数	開催日	内容
第1回	7月 3日(木)	委員長の選出 検証方法及び進行の確認 個別補助金の検証
第2回	7月 4日(金)	個別補助金の検証
第3回	7月31日(木)	個別補助金の検証 個別補助金の再審議及び担当部署の 意見聴取
第4回	8月29日(金)	検討結果のとりまとめ 提言書の提出

西条市補助金等検討委員会 委員名簿

区分	氏名	所属団体及び役職等
委員長	兼平 裕子	愛媛大学 法文学部教授
委員	倉澤 生雄	松山大学 法学部准教授
委員	松友 義幸	いよぎん地域経済研究センター 取締役調査部長
委員	丹下 真由美	えひめ税理士法人 税理士
委員	武田 一展	たけだ人事・労務コンサルティング 社会保険労務士

作成例

〇〇〇〇事業補助金交付要綱

平成〇〇年〇月〇日

(要)告示第〇〇号

(趣旨)

第1条 この告示は、〇〇〇〇〇〇〇〇の形成及び〇〇〇〇〇〇〇〇の推進を図ることを目的として、〇〇〇〇〇(以下「団体」という。)が行う〇〇〇〇〇〇〇〇等の必要な事業に対し予算の範囲内において、西条市〇〇〇〇事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、西条市補助金等交付規則(平成16年西条市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第〇条 補助金の交付対象となる事業(次条において「補助対象事業」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇〇〇〇事業
- (2) 〇〇〇〇〇事業
- (3)

(補助金の額)

第〇条 補助対象事業に係る補助対象経費、補助率、補助金額、補助限度額等は、〇〇〇〇とする。(又は、別表のとおりとする。)ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第〇条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

《必要に応じて記載する条文》

(補助対象者)

第〇条 「補助金の交付対象となるものは、西条市内に在住し、他の公的機関から補助を受けない者とする。」等

(補助対象としない事業)

第〇条 次の各号のいずれかに該当する活動は、補助対象としないものとする。

- (1)
- (2) 政治又は宗教に関する活動
- (3) 自己等の用に供する活動

(事業計画)

第〇条 この告示の適用を受けて〇〇〇〇〇〇を行おうとする団体は、〇〇〇〇事業計画書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成〇年〇月〇日から施行する。

「作成上の留意事項」

- (1) 西条市補助金等交付規則であらかじめ定めることとしている、「補助の対象となる事業」、「補助額の限度」、「補助率又は補助額の基準」を記載すること。
- (2) 補助金額は、「予算の範囲内で市長が定めるものとする。」等、抽象的な表現に止めるのではなく、「補助対象経費の2分の1」や「〇〇円以内」等具体的に記載すること。
- (3) 補助対象経費は具体的に記載すること。
(〇〇に要する経費等ではなく、会場設営費、車両借上料、講師謝礼等)
- (4) 西条市補助金等交付規則に記載されている条文と重複しないこと。
(補助金の交付申請、交付決定、実績報告、請求、支払いの時期、返還等の項目)

個別補助金の検証結果一覧表

番号	所 属	補 助 金 名	平成24年度 決算額 (円)	平成25年度 予算額 (千円)	平成26年度 予算額 (千円)	事業の目的	事業の内容	補助率	補助 対象 者	交付基準	補助開 始年度	補助金の 分類	対象 地域	見直し 方針	見直し内容等
1	総務部 総務課	男女共同参画研修事業費補助金	0	36	136	男女共同参画について 学習する機会を与え、西条市の男女共同参画を推進する。	西条市民が市外で行う男女共同参画研修の費用の一部(旅費の2分の1)を補助する。	1/2	個人	西条市内に在住し、他の公的機関から補助を受けない者が、市外で開催される男女共同参画関連事業に参加するための旅費の2分の1の額を補助する。一度交付の対象となった者は、研修事業の終了した日から起算して、3年間は、再度交付対象となることができないものとする。	H14	施策推進型	市全域	継続	男女共同を推進する上で、セミナー等への市民の積極的な参加は不可欠である。毎年度、開催場所が変わるため遠隔地の場合は特に必要な補助金であり、経費的に支援することで参加促進につながるため現行どおり継続。
2		友好都市市民交流補助金	180,000	900	900	西条市と友好都市である保定市との市民間における友好親善を図るため。	市民訪問団が保定市を友好訪問する際に補助金を交付する。	定額	団体	西条市内に在住、在勤又は在学する者が5人以上の団員で組織し、保定市に2日以上滞在する訪問団に対し、団員1人について3万円、1訪問団について30万円を限度とし、予算の範囲内において定める。	H7	施策推進型	市全域	廃止	平成6年度に友好都市関係を提携しており、以降補助金については毎年度30名、90万円の予算を計上している。これまで168人に交付してきたが、近年は実績の無い年度が見られ必要性が薄れていると見られる。今後国際交流協会の設立を検討していく中で、事業の実施主体と併せて、保定市訪問に限らない補助制度を新たに検討することとして廃止。
3		高校生海外スタディツアー事業費補助金	1,463,000	0	1,667	市内高校生の国際感覚醸成。	西条市高校生海外スタディツアー実行委員会が実施する派遣に要する経費に対して補助金を交付する。	-	団体	予算の範囲内で市長が定めるものとする	H20	施策推進型	市全域	継続	アメリカの公共施設見学やホームステイ、現地高校生との交流等有意義な国際教育を受ける機会をつくり、市内高校生の国際感覚を醸成するため必要な事業となっている。国際交流協会の設立と併せて事業の実施主体の検討を要するが、当補助金の財源は国際交流基金を有効活用しており、また、平成23年度以降は自己負担額を増額しているため現行どおり継続。また、需要があるなら引率を減らし、参加生徒数を増やすことも検討する必要がある。
4	市民安全部 危機管理課	交通安全母の会運営費補助金	150,000	150	150	市内に居住する母親又は女性で組織された団体で、「交通安全は家庭から」を合言葉に、子供に対する交通安全啓発活動や交通安全運動期間等の街頭キャンペーンを実施し、交通事故のない社会を目指す。	母親が相互の連携を深め、一体となって地域における母親の交通安全の強化充実を図り、もって交通事故のない明るい平和な社会づくりに寄与することを目的とする活動に対して補助を行う。	-	団体	母の会の運営に要する費用	H18	団体運営	市全域	廃止	交通安全について同団体は街頭キャンペーンのほか市内の新入学児童に交通安全を周知する等の活動を行っている。母の会の存続は必要であるが、補助金のほとんどは交通安全グッズの購入費用となっており、他市の補助金交付状況等から廃止を検討する必要がある。
5		西条地区防犯協会補助金	18,310,000	18,310	18,310	犯罪のない地域社会の実現を理想として、地域ぐるみの防犯活動を推進し、防犯意識の高揚に努めることを目的とする。	犯罪のない安全で安心な住みよいまちづくりの実現を図るため、西条地区防犯協会の活動等に対して補助を行う。	-	団体	各種防犯活動等への補助。事業計画に基づき、事業費、助成金、職員費等を算出	H18	団体運営	市全域	削減	地域の防犯活動において公益性の高い団体であるが、補助金は事業費、運営経費全般に対するものとなっている。防犯協会はほとんどが市の補助金に頼っており高額な補助となっているため、事業内容の精査や収入源確保を検討することとして削減。
6	市民生活課	まちづくりボランティア事業費補助金	1,450,000	2,100	1,900	市民のまちづくりに関するボランティア活動を積極的に推進する。	市内のボランティア団体が行うボランティア活動に要する経費に対し補助金を交付する。	2/3	団体	(1)啓発事業に要する経費 (2)研修事業に要する経費 (3)資器材等購入に要する経費 (4)ボランティア保険加入料に要する経費 (5)前各号に掲げるもののほか、ボランティア活動に必要な経費で市長が認めたもの 補助率:2/3、限度額:10万円	H5年頃	施策推進型	市全域	継続 (終期設定)	ボランティアを推進する上で、団体の資金確保を支援する面では必要性の高い補助金であるが、同一団体への長期化した交付がみられるため、終期を設定する必要がある。今後、福祉ボランティア活動補助金との整理統合や補助率の見直し、また、段階的に補助金額を減額していく方式を検討する必要がある。
7		福祉ボランティア活動費補助金	1,799,000	2,295	2,295	市民の社会福祉に関する活動への参加促進を積極的に図る。	市内の福祉ボランティア団体が行う福祉ボランティア活動に要する経費に対し助成金を交付する。	-	団体	(1)福祉ボランティア活動を啓発し、拡大するために必要な経費 (2)福祉ボランティア活動について、学習・研修するために必要な経費 (3)福祉ボランティア活動に必要な資器材等の購入に要する経費 (4)福祉ボランティア保険加入料に要する経費 (5)ボランティア活動に特に必要と認められる経費 限度額:10万円	H5	施策推進型	市全域	継続 (終期設定)	福祉ボランティアを推進する上で必要性の高い補助金であるが、同一団体への長期化した交付がみられるため終期設定が必要。今後まちづくりボランティア補助金との整理統合、また、段階的に補助金額を減額していく方式等を検討する必要がある。
8		ボランティアセンター設置運営事業補助金	5,000,000	5,000	5,000	市民のボランティア活動の支援、普及・啓発と地域の市民活動の活性化を図る。	西条市社会福祉協議会で実施しているボランティアセンターの運営費に対し補助金を交付する。	-	法人	(1) ボランティアコーディネーターの配置に要する経費 (2) ボランティア講座開催に要する経費 (3) ボランティアの普及・啓発及び広報活動に要する経費 (4) ボランティア団体の支援に要する経費 (5) その他ボランティアセンター運営に必要な経費	H17	その他	市全域	継続	ボランティアセンターは社会福祉協議会で運営しており、市の施策を補完する事業を行っている。ボランティアを推進する上で必要性の高い補助金であるが、自立した運営に向け将来的には削減を念頭に入れ継続。
9	保健福祉部 社会福祉課	原水爆禁止世界大会参加費補助金	60,000	60	60	原水爆禁止世界大会への参加に要する経費の一部を補助することにより、市民団体の平和活動を支援し、もって平和行政の推進に資する。	原水爆禁止世界大会への参加に要する旅費、参加者負担金等の経費について、その一部を助成する。	-	団体	対象となる経費は原水爆禁止世界大会へ参加するための旅費、参加負担金など1団体当たり20,000円。	S62	イベント等	市全域	廃止	事業を継続していく必要性はあるが、補助金は少額の定額補助であり、受益者数が限定的になっているため廃止の検討を要する。
10		社会福祉活動専門員等設置費補助金	26,522,000	26,522	26,522	西条市社会福祉協議会に設置する社会福祉活動専門員等の職員に要する経費の一部を補助することにより、同協議会の充実強化及び民間の活動の推進を図る。	西条市社会福祉協議会に設置する社会福祉活動専門員等の職員に要する経費に対して、その一部を補助する。	-	法人	対象経費は協議会に勤務する職員にかかる人件費であり、平成16年度合併前の2市2町の合算額26,522,000円を基本としている。	S62	その他	市全域	継続	人件費に対するものであり、県内全市で行っている補助であるため継続とするが、同協議会への補助金についてはNo.10,11,12で統合整理が必要である。
11		社会福祉協議会活動費補助金	1,404,000	1,404	1,404	西条市社会福祉協議会の財政基盤を強化し、市民参加による地域福祉の増進を図る。	西条市社会福祉協議会が市民参加による地域福祉の増進を図るために実施する事業に要する経費に対して、その一部を補助する。	-	法人	愛媛県社会福祉協議会への負担金相当額を当該補助金額としている。現在、県協議会への負担金は増額しているが、補助金額は、1,404,000円で据置いている。	S62	施策推進型	市全域	継続	市の施策を補完する事業で必要性があるため継続とするが、同協議会への補助金についてはNo.10,11,12で統合整理が必要である。
12		社会福祉大会費補助金	500,000	500	500	市民の福祉意識の高揚を図り、地域福祉の向上に資する。	西条市社会福祉協議会が地域福祉を増進するために開催する西条市社会福祉大会に要する経費に対して、その一部を補助する。	-	法人	補助対象は、会場借上料、記念講演にかかる講師料など大会開催に要する経費としており、500,000円の定額としている。	S62	イベント等	市全域	継続	社会福祉大会は福祉事業に功績のあったものを顕彰し、地域福祉活動への市民参加の促進を目標としている市の施策を補完する事業で必要性があるため継続とするが、同協議会への補助金についてはNo.10,11,12で統合整理が必要である。
13		心配ごと相談事業費補助金	1,731,000	1,731	1,731	相談員の実費弁償費、研修費などの経費を補助することにより、相談事業の安定と継続的な実施を図り、市民の福祉向上につなげる。	市民のあらゆる悩み事の相談や相談内容に応じた専門機関への紹介など、相談所運営事業に要する経費に対して助成する。	-	法人	対象経費は相談員の実費弁償、研修費ほか、金額は平成16年度の2市2町の委託料・補助金の合算額1,731,000円を基本としている。	H17	施策推進型	市全域	費目変更	実施内容等について検討する必要性はあるが、ほぼ全額を補助しており、本来行政で実施すべき事業と見るなら委託料が適当であるため費目変更の検討を要する。
14		ふれあいの運動会開催費補助金	825,000	825	825	障害者と健常者が共に集い、ふれあいを通じて相互理解と関心を高めることにより、障害者の社会参加を促進するとともに障害者福祉の向上に資することを目的とする。	西条市障害者団体連合会が開催するふれあいの運動会に要する経費を補助する。	-	団体	ボランティア等協力者に対する謝礼、参加者に対する記念品購入に係る経費、会場・音響機器の借上げに係る経費、その他市長が必要と認める経費に対し、予算の範囲内において補助する。	30年前頃	イベント等	市全域	継続	障害者の社会参加を促進する観点から事業の必要性があるため現行どおり継続。 障害者団体連合会への補助事業は複数あるため、No.14,15で交付要綱等の統合整理を検討する必要がある。
15		障害者団体活動費補助金	3,000,000	3,000	3,000	市内の障害者団体が、研修会開催事業、他自治体との交流事業、スポーツ振興事業、会員間の融和と親睦に係る事業、会員に対する相談事業、その他市長が認める事業に要する経費を補助する。	市内の障害者団体の活動に要する経費に対する補助。	-	団体	西条市障害者団体連合会の活動に要する次の経費①総会、理事会、研修会等の会議の開催に要する経費②研修会等への出席に係る負担金及び旅費③上部団体への負担金④対外研修のために利用するバス等の借り上げ料⑤会の運営に必要な消耗品、郵送料等。	S62	団体運営	市全域	継続	団体への定額補助であるが平成21年度に削減見直しを行っており、平成27年度にも自主的な削減を予定しているため現行どおり継続。補助金交付要綱上は、連合会以外の申請も可能ととれるため、No.14,15で交付要綱等の統合整理を検討する際に見直しが必要である。
16		心身障害者(児)公衆浴場無料開放事業費補助金	210,420	240	240	高齢者及び心身障害者(児)のふれあい及び生きがいを高め、もって在宅福祉の増進を図る。	西条市公衆浴場衛生衛生同業者組合に加入する公衆浴場の無料開放日(毎週水曜日)に入浴できる無料券を交付する事業。	70%	個人	利用券は、年間1人につき36枚。月割り交付。 補助対象経費は、入浴料金に利用者数を乗じて得た金額。 補助率は70%	H16	施策推進型	市全域	継続	利用できる公衆浴場は近年減少し市内4箇所となっているが、利用者は毎年度100人以上お入り入浴を楽しみにしている。入浴料の30%は浴場経営者の負担となり、補助率の削減は難しいが、事業は継続する必要があるため継続。
17		心身障害者扶養共済推進事業費補助金	5,082,465	4,963	4,486	市民税課税世帯に対し従前の市負担率1/3を担保することにより、加入者負担率の激変を緩和し、障害者福祉の推進を図る。	本市に住所を有する市民税課税世帯に属する扶養共済制度の加入者で、扶養共済制度の掛金を納付したものに、掛金の一部を補助する。	1/3	個人	心身障害者扶養共済制度の保険料の負担金。掛金を当年度分を完納した者に対し、納付金額の1/3を補助する。	H20	その他	市全域	継続 (終期設定)	平成20年度からの県補助の見直しに伴い、激変緩和措置として補助を継続している。平成24年度以降、愛媛県が示す市の負担基準は全額個人負担としており、今後、補助率見直しによる削減や終期の設定を検討する必要がある。
18		県人権対策協議会西条支部補助金	25,500,000	25,500	25,500	同和問題の解決をはじめあらゆる差別の解消を目的とする。	愛媛県人権対策協議会西条支部が、同和問題をはじめあらゆる差別の解消を目的として実施する事業に要する経費を補助する。	-	団体	愛媛県企業連合会西条支部運営費	合併以前から	団体運営	市全域	継続	平成24年度に200万円ほどの削減見直しを行っているため現行どおり継続。ただし、団体補助としては補助金額が高額であるため、職員の退職手当積立金や研修旅費の一部自己負担徴収等、補助金額の削減に向けた検討を要する。

個別補助金の検証結果一覧表

番号	所 属	補 助 金 名	平成24年度 決算額 (円)	平成25年度 予算額 (千円)	平成26年度 予算額 (千円)	事業の目的	事業の内容	補助率	補助 対象 者	交付基準	補助開 始年度	補助金の 分類	対象 地域	見直し 方針	見直し内容等
19	保健福祉部 社会福祉課	障害者団体研修機器購入費補助金	49,900	125	100	西条市障害者団体連合会による研修機器・スポーツ用具の購入を支援することにより、障害者による学習機会の利便性向上、並びに障害者スポーツの振興を図り、もって障害者が地域社会の中で健康で快適な暮らしを堪能できるまちづくりを推進していく。	西条市障害者団体連合会が研修機器及びスポーツ用具を購入する際に、経費の全部または一部を補助する。	-	団体	西条市障害者団体連合会が研修機器及びスポーツの振興のための用具の購入に資する費用に対して、予算の範囲内で支給する。	H元	施策推進型	市全域	継続	近年は交付件数が1~2件で補助金額も少額で推移しているが、基金を有効活用しており財源的に効果的な事業である。基金を活用した補助事業は複数あるため、No.19,20,21,22で交付要綱等を統合整理を検討する必要がある。
20		心身障害者(児)対外福祉活動費補助金	503,000	1,026	1,001	障害者団体の主催により、県内外で開催される①スポーツ事業②結婚相談事業③研修事業に要する経費を補助。	市内の障害者団体が行う対外福祉活動事業に要する経費に対する補助。	1/2	団体	事業に参加した団体への補助額は、予算の範囲内で、当該事業に参加するための旅費の1/2に参加人数を乗じた額。千円未満の端数はこれを切り捨てる。	S63年	施策推進型	市全域	継続	障害者の社会参加を促進する観点から事業の必要性があるため現行どおり継続とするが、基金を活用した補助事業は複数あるため、No.19,20,21,22で交付要綱等を統合整理を検討する必要がある。また、経費はほとんど研修旅費が対象となっており、実施されていない事業の削除等交付要綱の見直しが必要である。
21		心身障害者団体スポーツ大会開催費補助金	-	100	100	市内障害者団体が市外の障害者団体と交流するために開催するスポーツ大会(県大会以上)の開催に要する費用を助成することにより、障害者の健康増進、交流と親睦を図り、もって障害者スポーツの振興を推進していく。	市内の障害者団体が主催するスポーツ大会(県大会以上)の開催に際し、必要とする費用の一部を補助する。	-	団体	市内の障害者団体が主催するスポーツ大会(県大会以上)の開催に要する経費の一部に対して、予算の範囲内で補助する。	H5	イベント等	市全域	継続	この補助金の実績は近年1~2件程度で推移しているが、障害者の社会参加を促進する観点から事業の必要性があるため、障害者の社会参加を促進する観点から様々な事業を推進しなければならない。基金を活用した補助事業は複数あるため、No.19,20,21,22で交付要綱等を統合整理を検討する必要がある。
22		福祉プール開放事業費補助金	80,000	80	80	経費を補助することにより、西条市障害者団体連合会が開催する福祉プールに市内障害者団体が参加し、交流を図っていく。	西条市障害者団体連合会が福祉プール開放事業を開催する際に、経費の一部を補助する。	-	団体	西条市福祉プール開放事業開催経費。市民に周知するための看板設置費用、事業開催に協力したボランティア団体への謝礼、看護士への謝礼経費等。	S63年	イベント等	市全域	継続	障害者の社会参加を促進する観点から事業の必要性があるため現行どおり継続。基金を活用した補助事業は複数あるため、No.19,20,21,22で交付要綱等を統合整理を検討する必要がある。
23	女性児童福祉課	VYS活動拡充育成補助金	160,000	160	160	VYS連合協議会会員が活動の参加者を会員の自発的な活動を通じて児童の健全育成、福祉の向上を図る。	未来の子どもたちの幸せを願い、豊かな心・創造・健康な体づくりをめざして、社会の福祉と子どもの幸福のために行う活動。	-	団体	定額160,000円	H17	団体運営	市全域	削減	ボランティアを通じて社会福祉に貢献するため事業の必要性はあるが、福祉団体活動等に対するボランティア助成は別途、市の補助制度がある。補助金額はその上限額と整合をとる必要があるため削減。
24		私立保育所遊具等整備補助金	1,066,750	1,114	1,114	私立保育園が児童の保育に有する遊具等の整備に要する経費に対して補助することにより、民間児童福祉施設の充実と保育環境の充実を図る。	保育に使用する遊具等の整備に対する補助金。	-	法人	1園当たり ○児童割 @450円×定員数 ○施設割 @20,000円	H16	施設整備	市全域	廃止	補助対象経費が不明確であり、補助金額の積算は児童数や施設による一律の補助金となっているため、必要性の観点から廃止を検討している。今後、防災対策等に視点をのぞいた備品整備等の補助を検討することとしている。
25		母子寡婦福祉連合会補助金	694,000	694	694	母子寡婦福祉活動の育成強化を図るとともに、母子寡婦福祉の向上に資するため。	連合会が実施する活動に要する費用の補助。	-	団体	定額694,000円(均等割各地区80,000円+会員数による配分)	合併 以前から	団体運営	市全域	削減	各地区連合会に助成するため、毎年定額の補助金を支出しているが、自動販売機の増収により繰越金が出ており、補助金の必要性は低いと考えられるため、削減方向で見直し。
26	高齢介護課	住民参加型地域福祉サービス事業補助金(めくもりボランティア活動推進事業)	846,000	846	797	地域ボランティアによる生活支援を行うことにより、健康で住みやすい地域づくりを推進するとともに、地域福祉の向上に資するため。	高齢者や障害者の方々が日常生活で困った時に、ボランティアが訪問して生活援助サービスを行う住民参加型の有償福祉サービスに対して補助金を交付する。	-	法人	補助対象経費は、社会福祉協議会が行う補助事業に要する経費の内、 (1)人件費(2)事務費(3)企画調整費などの経費 補助金額は、予算の範囲内	H7	施策推進型	市全域	継続 (地域間で 見直し)	もともと国庫補助事業として西条地域でスタートしたが平成14年度からは補助制度が廃止になり市単独で実施している。平成26年度に事務経費への補助金について削減見直ししているため継続とするが、経費の内訳は印刷費や消耗品が多いため、事業目的の明確化を図るとともに、もともと制度のあった西条地域の利用がほとんどであるため、地域間で見直するか、利用の拡大が無い場合は廃止も含めて検討する必要がある。
27		公衆浴場無料開放事業費補助金	8,336,916	9,300	8,500	高齢者及び心身障害者(児)のふれあい及び生きがいを高め、もって在宅福祉の増進を図る。	西条市公衆浴場生活衛生同業者組合に加入する公衆浴場の無料開放日(毎週水曜日)に入浴できる無料券を交付する事業。	70%	個人	利用券は、年間1人につき36枚。月割り交付。 補助対象経費は、入浴料金に利用者数を乗じて得た金額。 補助率は70%。	H17	施策推進型	市全域	継続	高齢者の生きがいを高め、地域住民との交流を通じた高齢者福祉の充実のための事業として必要性は高く、現行どおり継続。ただし、高額となっているため、今後は対象年齢等の検討を要する。
28		シルバーカー購入費補助金	2,273,700	3,200	2,960	加齢により歩行に不安のある高齢者の歩行を支援することで、安全に歩行が自立した生活を送ることができる。	高齢者の転倒防止及び日常生活の便利を図るとともに、その健康管理の推進に寄与する。	2/3	個人	購入額に3分の2を乗じて得た額とし、8000円を限度額とする。	H5	施策推進型	市全域	削減	補助率は2/3で高率であるが、決算額は年々減ってきている。必要性を検討し補助率及び限度額を見直すこととして削減。
29		長寿祝金支給事業	51,036,000	52,200	51,900	高齢者に対しその長寿を祝い、長寿祝金を支給することにより、敬老の意を表する。	毎年9月1日において、満75歳以上の者で、引き続き1年以上住民基本台帳に基づき、西条市の住民基本台帳に記載されている者に対し祝金(3,000円)を支給する。	-	個人	毎年9月1日において、満75歳以上の者で、引き続き1年以上住民基本台帳に基づき、西条市の住民基本台帳に記載されている者一律 3,000円	H17	その他	市全域	廃止	高齢者の安否確認を含めて支給している祝金は一律に支給されている。これまでは県内全市で行われていたが、現在は廃止の見直し等を行っている。高齢者への助成は80歳、90歳、100歳以上に毎年記念品を贈呈しているため、祝金については廃止の検討を要する。
30	健康増進課	食品衛生協会補助金	230,000	230	230	食品取扱業者の衛生思想の普及向上を図り、飲食に起因する感染症、食中毒その他の衛生上の危害発生を防止し、食品衛生の向上を図る。	食品衛生に関する事業に要する経費及び協会運営に関する費用の一部を補助する。	-	法人	予算の範囲内で市長が定める	H19	団体運営	市全域	削減	繰越金が多く出ており、補助の必要性は低いと考えられる。ただし、新居浜市と同額の補助を行うこととしているため、終期設定を含め、削減等について検討を要する。
31		スポーツ健康課	地域スポーツ大会開催補助金	335,000	435	435	西条市における地域体育、スポーツの振興発展を目的とする。	校区連合自治会等が主催する地域スポーツ大会の開催に対し、西条市スポーツ大会開催補助金を交付する。	-	地域	校区連合自治会が主催する地域スポーツ大会に要する経費を、1校区(地区)3種目以内かつ予算の範囲内(1種目につき5,000円)で交付する。	S62	イベント等	市全域	継続
32		小松剣道優勝大会開催補助金	70,000	70	70	西条市で小松剣道優勝大会を開催することにより剣道の振興、発展に寄与するとともに青少年の健全な育成を目的とする。	小松町剣道連盟が小松剣道優勝大会を開催することに対して補助金を交付する。	定額	団体	西条市で小松剣道優勝大会を開催することに対して開催補助金を交付する。補助金の額は70,000円とする。	S50	イベント等	小松	継続 (終期設定)	伝統ある大会のため事業継続の必要性はあるが、剣道の大会は他にも市内各所で行われている。公平性の面から検討を要するため、廃止を念頭に終期設定を行う必要がある。
33		西条市レクリエーション大会補助金	1,500,000	1,500	1,500	市民に広く軽スポーツを普及し、健康で明るい市民生活の構築に寄与することを目的とする。	西条市レクリエーション大会実行委員会が西条市レクリエーション大会を開催することに対して開催補助金を交付する。	-	団体	実行委員会が主催する西条市レクリエーション大会の開催に要する経費を補助する。補助金の額は、予算の範囲内で市長が定めるものとする。	H13年頃	イベント等	市全域	継続	市民に広く軽スポーツを普及することは、幅広い年齢層の健康及び地域コミュニティの確立が期待できる。集客力のあるイベントとして定着しており、事業継続の必要性が高いため現行どおり継続。
34	産業経済部 商工振興課	周桑鉄工業協同組合補助金	300,000	300	300	企業支援のために市場開拓、技能実習事業等を実施している周桑鉄工業協同組合を支援することにより、各企業や地域経済の発展、引いては税収の増加を目指している。	周桑鉄工業協同組合に対し、運営補助として補助金を交付している。	-	団体	周桑鉄工業協同組合が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金の交付を行う。	H2	団体運営	丹原	廃止	毎年団体へ定額で補助されており、長期化している。補助対象経費が不明確であるため、新たに実施している中小企業への支援補助への移行を前提に同補助金の廃止の検討を要する。
35		西条商工会議所簿記講習会補助金	90,000	90	90	簿記講習会受講者が複式簿記3級程度の内容の習得し、資質の向上が図られることにより、各事業所並びに地域経済の活性化に寄与することを目的としている。	西条商工会議所簿記講習会に対し、開催補助を行うもの。	-	団体	西条商工会議所簿記講習会に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。	H16	施策推進型	市全域	継続 (終期設定)	商工会議所が実施する事業費補助で、一般市民を対象としているが、補助金額は少額であり、会員以外の受講料増額や会場使用料等経費の節約により運営できると考えられるため、終期設定の検討が必要である。
36		宅地建物取引業協会西条支部補助金	40,000	40	40	愛媛県宅地建物取引業協会西条地区連絡協議会を支援することにより、不動産の公正な取引実現や媒介契約制度の適正執行と流通機構の活性化を促進し、業界の社会的地位の向上を目指している。	愛媛県宅地建物取引業協会西条地区連絡協議会に対し、運営補助を行うもの。	-	団体	愛媛県宅地建物取引業協会西条地区連絡協議会が行う事業(不動産無料相談会等)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。	S55	団体運営	西条	廃止	市民を対象に不動産無料相談会を開催する等公益性はあるが、長期間にわたる定額補助であり補助対象経費が明確でない。また、周桑地区連絡協議会への補助は無いため、今後廃止を検討する必要がある。
37		商業活性化事業費補助金	200,000	200	200	中心市街地商業の改善振興を図り、その活性化に資することを目的とする。	栄町上組親業自治会が実施するうちめき水を使った世界のコーヒーフェア事業を実施するために要する経費の一部を予算の範囲内で交付する。	-	地域	栄町上組親業自治会がうちめき水を使った世界のコーヒーフェア事業を実施するために要する経費の一部を予算の範囲内で交付する。	H11	イベント等	西条	継続	地域組織で実施するイベントとして定着しており、西条市の打ち抜き水をPRできるとともに、地域の活性化と商店街の顧客流出を防ぐメリットがあるため継続とするが、補助金名称が抽象的であるため、交付要綱と整合を図るか、西条商店街への補助金と統合することも含めて検討が必要である。
38		産業文化フェスティバル補助金	4,779,254	4,800	4,800	地域住民の「融和」と「一体感」の醸成、地域の均衡ある発展を目指し、企業、各種団体がそれぞれ主役となり、産業文化の振興を図ることを目的とする。	産業文化の振興を図るため、産業文化フェスティバル実行委員会が行う産業文化フェスティバル事業に要する経費に対し補助を行う。	-	団体	産業文化の振興を図るため、産業文化フェスティバル実行委員会が行う産業文化フェスティバル事業に要する経費に対し予算の範囲内で補助を行う。	H13	イベント等	西条	継続	毎年集客力がある市の一大イベントとして定着しており、地域が一体となって取り組むことができる事業である。産業振興を図る上でも必要な事業のため現行どおり継続。
39	産業政策課	住宅用太陽光発電システム導入促進事業費補助金	50,938,000	77,313	60,428	市民の再生エネルギー利用を積極的に支援することにより、地球温暖化防止に寄与するとともに、環境の保全及び市民の環境保全に対する意識の高揚を図り、もって環境に調和したまちづくりを推進していく。	市民が自ら居住する住居に太陽光発電システムを設置した場合に補助金を交付する。	-	個人	住宅用太陽光発電システム導入経費。1キロワット当たり30,000円にシステムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値(単位はキロワットとし、小数第3位を四捨五入して得た値とする。出力4キロワットを超えるシステムにあっては最大出力に替えて4キロワットとする。)を乗じて得た額又は補助対象経費に5%を乗じて得た額(120,000円を限度とする。)のいずれか低い方の額とする。	H11	施策推進型	市全域	継続 (終期設定)	市民の再生エネルギー利用を積極的に推進し、地球温暖化防止に向けた環境保全の取り組みは必要性が高いが、国の補助金は平成25年度で、県の補助金は平成26年度で終了し、県内他市でも平成26年度から廃止の動きがみられる。当市においても、財政の負担軽減を図る観点から終期を設定する必要がある。

個別補助金の検証結果一覧表

番号	所 属	補 助 金 名	平成24年度 決算額 (円)	平成25年度 予算額 (千円)	平成26年度 予算額 (千円)	事業の目的	事業の内容	補助率	補助 対象 者	交付基準	補助開 始年度	補助金の 分類	対象 地域	見直し 方針	見直し内容等	
40	産業 経済部	産業政策課 東予手すき和紙振興会補助金	90,000	90	90	市の伝統的特産品である手すき和紙の振興発展及び技術の継承を図るため、東予手すき和紙振興会が行う事業に要する経費に対し、要綱に基づき補助金を交付する。	東予手すき和紙振興会が行う事業に対して、補助金を交付する。	-	団体	定額90,000円	H10年頃	施策 推進型	東予	継続	奉書紙や檀紙の生産については全国シェアの9割以上を占めており、市の伝統的特産品として支援していく必要性が高い。また、同振興会は市の行事への積極的な参加や和紙の寄贈等、行政とのかわりが多く、公益性の高い活動を行っているため現行どおり継続。	
41	観光物産課	スノーカーニバルIN石鎚開催事業費補助金	1,500,000	1,500	1,500	健全なレクリエーションやスノースポーツへの理解を深める。石鎚山系の雄大な自然の美しさや眺望景観を体感することにより、自然を大切にすることを養うとともに、雪遊びを通して人と人とのふれあいを深める。	石鎚実行委員会が実施する自然の美しさやスノースポーツへの理解を深めるイベント(スノーカーニバル)に対し(消耗品・音響設備等)補助する。	-	団体	報償費、需用費、役員費、借上料 定額補助 1,500千円	H14	イベント等	西条	継続	集客力があるイベントとして定着しており、石鎚山系の観光振興を図るうえで必要な事業のため現行どおり継続。	
42		桜木管理保全補助金	70,000	70	70	桜及び周辺の維持管理を実施し、桜の名所を保全することにより花見客の誘致を図る。	西条市観光協会が桜及び周辺を適正に維持管理するため、地元自治会に経費の一部を補助する。	1/3	団体	全体事業費210千円、(吉田土手、石田ひょうたん池、北条千本桜各70千円) 210千円×1/3=70千円	S50年代頃	施策 推進型	東予 (地域間で 見直し)	継続	補助金交付要綱がないため作成する必要があるが、市の観光PR目的として桜の保全管理は必要である。また、観光協会からの助成としているが、桜の名所としては、他にも市内に数か所ある。特定の地域だけの補助金では公平性に欠けるため、観光協会への運営補助として市内全域を対象とするべきである。	
43		市民納涼花火大会補助金	500,000	500	500	水の都、西条を代表する加茂川で色とりどりの花火約4,000発を打ち上げる。400年のを開催し市民の融和と観光客の増加に寄与するため。	西条市観光協会が実施する観光客の増加を図り歴史と伝統ある花火大会事業に対して(広報費・花火代等)補助する。	-	団体	花火代、宣伝広告費、保険料、通信費、計部費、雑費 定額補助 500千円	S45	イベント等	西条	継続	集客力があるイベントとして定着しており、観光振興を図るうえで必要な事業である。広告料収入で一定の自己資金を調達しており現行どおり継続。	
44		丹原七夕夏まつり補助金	3,370,000	3,370	3,370	丹原商店街の各商店及び各種団体が趣向を凝らした七夕笹飾りを軒先に連ね、丹原商店街は笹飾り一色になる。道前太鼓等イベントを行い、3日間で延べ約3万人の観客を集めている。市内外からの観光客の誘致と地域間交流の推進により、地域の活性化と市民の一体感の強化。	西条市観光協会が丹原地区の地域活性化を図る事業(丹原七夕夏まつり)に対して(設営費・広報費等)補助する。	-	団体	報償費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料 定額 3,370千円補助	合併 以前から	イベント等	丹原	継続	補助金交付要綱を作成する必要があるが、集客力があるイベントとして定着しており、観光振興を図るうえで必要な事業である。平成17年度に削減見直しを行っているが、高額な決算額については更に精査をしたうえで継続。	
45		東予夏祭り運営委員会補助金	3,000,000	3,000	3,000	旧東予地区の『西条市おかげん祭市民花火大会』及び『夏彩祭』の実地状況を取りまとめ実行委員会相互の協力を促進することにより地域の更なる活性化を図る。市民連帯意識の高揚及び地域活性化を目的とした東予夏祭りの実施のため。	東予夏祭り委員会が実施する東予地区の地域活性化を図る夏彩祭とおかげん祭市民花火大会2つの事業に対して(設営費・広報費等)補助する。	-	団体	報償費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、その他 定額補助 3,000千円	H20	イベント等	東予	継続	花火大会に50万円、夏彩祭に250万円の補助金が交付されている。補助金を分割し、各イベントに対し直接補助することについて検討する必要があるが、企業協賛金等で一定の自己資金を調達しており現行どおり継続。	
46		小松ふるさと祭補助金	300,000	300	300	小松地域の観光と商工業の振興を図り、地域活性化に繋げる。また活力に満ち、明るく住みやすいまちづくりに寄与することを目的とする。	小松町ふるさと祭り実行委員会が小松地域の伝統文化を継承し地域活性化を図る事業(小松町ふるさと祭り)に対し(設営費・広報費等)補助する。	-	団体	総務費、渉外費、広報費、設営費、雑費、予備費 定額補助 300千円	合併 以前から	イベント等	小松 (地域間で 見直し)	継続	2日間のイベントとしては他地域の祭り等の補助金と比較して交付額が少ない。事業費の多くを広告料収入で賄っているが、協力してくれる企業も減少傾向であるため増額を含め地域間での見直しを検討。	
47		農林水産部 農業水産課	ふるさとの味研究会補助金	100,000	100	100	農村婦人の家の加工器具を活用して丹原町特産物の加工技術を習得し、研究を進めるとともに、地域への技術伝承や地産地消活動の推進に努め、研修や情報交換を通じて、会員相互のコミュニケーションを図る。	丹原町特産物の加工、研究及び地域への技術伝承等の地産地消活動の推進や、研修会、情報交換会の開催等。	-	地域	定額100,000円	合併 以前から	団体運営	丹原	削減	地域特産物の加工、研究を通じて技術の伝承や地産地消に取り組んでおり、地域づくりの観点から必要性はあるが、補助対象経費が不明確である。No.49生活研究協議会補助金と活動内容は類似しており、将来的には廃止を念頭に同額程度の補助金額に削減。
48	生活研究協議会補助金	四国たばこ耕作組合庄内支部補助金	45,000	45	45	たばこの生産安定と品質向上を図る。	葉たばこに発症する「たばこ黄斑えそ病」を防ぐため、たばこ農家自らの防除対策では対応しきれない病気を媒介するアブラムシの駆除のための薬剤購入費用の補助。	-	団体	定額45,000円	合併 以前から	施策 推進型	東予	廃止	平成14年度には8戸あった生産農家は現在3戸となっている。補助金は少額の定額補助であり、受益者数が限定的になっているため廃止の検討を要する。	
49		生活研究協議会補助金	180,000	180	180	地域農産物の有効利用と消費拡大を図るため、地域の食文化や農産物活用の知識・技術を広く消費者に伝承・情報発信し、地域農産物の利活用を進め、住みよい農村環境づくりを支援する。	西条市生活研究協議会が実施する事業に対し補助金を交付する。	-	団体	定額180,000円(4支部)	合併 以前から	団体運営	市全域	削減	地域農産物の消費拡大を図り、食文化等の知識・技術を伝承するため必要性はあるが、事業費の約半分は視察研修費に費やされており、削減の検討を要する。また、補助金交付要綱上、対象経費を明確化する必要がある。	
50		地域米消費拡大対策事業費補助金	1,500,000	1,500	1,500	米を中心とした日本型食生活の普及及び定着を図ることを目的として、米の消費拡大を推進する事業活動を支援する。	西条地区・東予地区・丹原地区米消費拡大推進連絡協議会が行う地域米消費拡大対策事業活動を支援する。	-	地域	定額1,500,000円	合併 以前から	イベント等	市全域	継続	各地域で行われるイベントについては地域の農業振興の観点から事業の必要性があるため継続とするが、今後、各イベントの統合等を検討し、補助金額を調整するべきである。	
51		凍結精液取扱事業費補助金	60,000	60	60	優良種雄牛の精液を種付し、生産能力の高い仔牛を生産し、経営の安定化に資する。	優良種雄牛の精液を種付し、生産能力の高い仔牛を生産し、経営の安定化に資する。	-	団体	定額60,000円	H17	施策 推進型	市全域	廃止	JAIに対しての助成であるが、補助金額が定額となり積算額等は不明確である。交付期間が長期化しているため、廃止を検討する必要がある。	
52		立て干し網事業費補助金	9,000,000	9,000	9,000	地域漁業の振興と魚食普及の推進を図るため、東予地域漁業協同組合連合協議会が主催する水産イベント事業に対し補助金を交付する。	東予地域漁業協同組合連合協議会が実施する立て干し網事業に対し、経費の一部を補助する。	-	団体	立て干し網事業に要する費用を限度とし、予算の範囲内で交付する。	H13	イベント等	東予	削減	市が交付するイベント補助としては最も高額であり、平成24年度決算は繰越金が100万円となっている。毎年約5,6千人の乗客があるイベントとして盛大に開催しており、漁業振興を図るとともに市のPRを行う上で必要な事業であるが、入場料収入は予算額に比べて大幅に増えており削減を検討すべきである。	
53	林業課	西条産材活用促進事業費補助金	1,785,000	2,000	2,000	西条産材の利用拡大により、関連する木材産業、建築産業等の振興を図り、もって西条市の林業の活性化及び森林の健全化を目指す。	西条産材の需要を喚起するとともに、関連する木材産業、建築産業等の振興を図り、もって西条市の林業の活性化及び森林の健全化を目指すために、西条産材認証制度の証明を受けた西条産材を使用して、新たに木造構造物を建築しようとする者に対し、予算の範囲内で補助する。	-	個人	市内に建築され、かつ西条産材の認証を受けている柱等を使用し、かつ住宅部分の床面積が66㎡以上の木造施設 ヒノキ@2,300、杉@1,800×柱本数(上限10万円)	H23	施策 推進型	市全域	継続	平成24年度までであった愛媛県の補助金は現在終了している。市の持出額は一人あたり上限10万円が変わっており、制度開始以降利用件数は増加している。今後も西条産材の推進を継続する必要があるため現行どおり継続。	
54	消防 消防総務課	危険物安全協会補助金	60,000	60	60	危険物等の貯蔵取扱いに関する会員の知識の向上を図り、公共の安全及び福祉の増進に寄与するために西条市危険物安全協会が行う事業に要する経費。	事業所対抗屋外消火栓操法大会、火災予防週間に伴う防火ホスターの募集等に係る経費の一部を補助する。	-	団体	西条市危険物安全協会補助金交付要綱に基づく	合併 以前から	施策 推進型	市全域	廃止	危険物に関する会員の知識向上を図る上で必要な事業であるが、団体への定額補助となっており、毎年補助金額を上回る繰越金が出ているため廃止すべきである。	
55	教育委員会 教育総務課	西条商店街防火推進協議会補助金	40,000	40	40	商店街住民の防火思想の普及及び初期消火体制の確立を図り、火災のない明るい街づくりを目的とする。	火災予防運動啓発・宣伝等。	-	団体	西条市商店街防火推進協議会補助金交付要綱による	S48年頃	施策 推進型	西条 (終期設定)	継続	火災予防運動啓発のため必要な事業ではあるが、団体への定額補助となっており、他の商店街への補助金は交付されていない。補助が長期化しているため、廃止を含め終期設定を必要とする。	
56		定時制高校教育振興費補助金	220,000	220	220	県立西条高等学校定時制の生徒及び保護者の経済的負担の軽減及び振興を図る。	県立西条高等学校定時制教育の振興に要する経費(旅費、需用費及び備品購入費)を補助する。	-	団体	県立西条高等学校定時制教育振興事業に要する経費(旅費、需用費及び備品購入費)のうち予算の範囲内において交付する。	S55	団体運営	市全域	削減	団体への定額補助になっており、長期化している。補助対象経費は運動会で使用する用具、遠足時のバス代等となっているが、用具等に関しては本来学校管理者が調達すべきものであるため、今後、他市の状況も見ながら終期設定、削減等の検討を要する。	
57		社会教育課	芸術文化賞顕彰事業補助金	50,000	50	50	西条市の文化の向上及び振興を図ることを目的とする。	西条市文化協会が行う顕彰事業(芸術文化賞贈呈)に要する経費を補助。	-	団体	西条市文化協会が、地域文化の振興に顕著な業績があり、かつ西条市の文化の向上に功績があった個人又は団体に対して実施する顕彰事業に要する費用について、予算の範囲内で交付。	H17	施策 推進型	市全域	廃止	文化の向上及び振興を図る上で必要な事業であるが、長年にわたる団体への定額補助である。各賞の経費は自己財源で賄う必要があるため、廃止の検討を要する。
58		文化協会活動費補助金	1,310,000	1,310	1,310	文化協会会員相互の親睦及び連帯感を深め、地域の豊かな文化芸術活動を継承し発展させるとともに、地域文化の振興を図り地域社会を活性化させることを目的とする。	市内の各地域文化協会が実施する事業及び文化協会の運営に要する経費を補助する。	-	団体	上記を目的として実施する事業並びに文化協会の運営に要する費用について、予算の範囲内で交付。	H16	団体運営	市全域	継続	地域文化祭等の活動を支援するため必要な事業であり、平成18年度に地域間での見直しが行われているため継続とするが、長年定額補助となっているため、今後、削減を検討する必要がある。	
59	民俗芸能補助金	240,000	240	240	西条市に古くから守り伝承されてきた民俗芸能の保存、活用等を図る事を目的とする。	市内の、民俗芸能を保持する各団体が行う保存維持活動等に要する費用を補助する。	-	地域	各団体が、地域の年中行事等民俗芸能の保存活用並びに、市民の文化意識の向上を目的として行う事業に要する費用について、予算の範囲内で交付。	H17	施策 推進型	市全域 (地域間で 見直し)	継続	地域の特色ある民俗芸能は次代に継承していくため必要性が高いが、補助対象経費を明文化したうえで、個々の団体の収支報告の確認を行う必要がある。また、各団体間で補助金額の調整が行われていないため、地域間で見直しの上で継続。		
60	通学合宿事業費補助金	900,000	1,050	1,350	子どもたちの自立性や協調性を養い、生きる力を身につけるとともに、地域の教育力を高めるための大人たちの連携づくりや、家庭教育のあり方を見直すきっかけづくりを行う。	市内小学校PTAが主体となった実行委員会が子どもたちが公民館に宿泊・通学等を行う体験事業の実施に係る経費を補助する。	-	地域	公民館等に宿泊して通学や体験活動を行う事業に要する経費のうち、報償費、需用費、役員費、使用料、賃借料その他市長が認める経費(備品、記念品、景品及び事業の対象者に係る食糧費、保険料は対象外)を予算の範囲内で交付する。	H5年頃	施策 推進型	市全域	継続	公民館等での宿泊は、市とPTAと地域が連携した事業である。児童にとっては異年齢間で交流でき、家庭を離れた体験活動を行える等、事業効果が大い。実施校が少なく拡大に苦慮しているが、子育て支援の一環として事業の必要性があるため現行どおり継続。		

個別補助金の検証結果一覧表

番号	所 属	補 助 金 名	平成24年度 決算額 (円)	平成25年度 予算額 (千円)	平成26年度 予算額 (千円)	事業の目的	事業の内容	補助率	補助 対象 者	交付基準	補助開 始年度	補助金の 分類	対象 地域	見直し 方針	見直し内容等
61	社会教育課	日本カブトガニを守る会総会開催事業	0	0	0	西条市の東予地区海岸一帯は、生きている化石と呼ばれ絶滅危惧1種にも指定されているカブトガニの繁殖地であり、全国のカブトガニ繁殖地との情報交換・交流の機会である当総会の開催を支援し、カブトガニの保護及び環境保全を推進する。	四国カブトガニを守る会が西条市において日本カブトガニを守る会総会を開催(概ね5年毎に西条市で開催)するために要する経費を補助する。	-	地域	総会開催に要する費用を対象として、予算の範囲内で交付する。	H8頃	施策 推進型	東予	継続	四国カブトガニを守る会によるキャラ「カブちゃん」を所有しており、市のイベント等への参加により、西条市PRのために効果を発揮している。絶滅危惧種に指定されているカブトガニを保護する取り組みは必要性が高く、また、平成17年度に削減見直しを行っているため継続とするが、事業は数年に一度となっているため、補助の必要性や交付の方法等について検討する必要がある。
62	教育委員会 学校教育課	児童生徒をまもり育てる協議会活動費補助金	1,080,000	1,080	1,080	市内の各小中学校に設置されている「児童生徒をまもり育てる協議会」の活動に対し、円滑で効果的な活動の促進に資するとともに、児童生徒の健全育成やいじめ・不登校の防止を図る。	市内の各小中学校に設置されている「児童生徒をまもり育てる協議会」の活動に要する経費を補助する。	-	地域	市長が認める市各小中学校の協議会活動費	H17	施策 推進型	市全域	削減	各学校単位で実施する登下校時の見守り活動やパトロール等に対して補助されており事業継続の必要性があるが、小中学校に毎年定額で補助しており、購入品について用紙代、切手代等の補助内容を特定しがたい経費が含まれているため削減の検討を要する。
63		中学生海外派遣事業費補助金	7,459,500	7,407	7,407	中学生を海外に派遣し、国際交流を通じて国際理解を深め、国際協力の精神を養い、たくましく生きる国際人を育成する。	西条市中学生海外派遣団の海外派遣に要する経費(交通費、滞在費、研修費等)を補助する。	-	団体	西条市中学生海外派遣団の海外派遣に要する経費(交通費、滞在費、研修費等)から海外派遣団に参加する者が負担する金額を減じた額以内の額を予算の範囲内において交付する。	H4	施策 推進型	市全域	継続	国際交流協会の設立を検討していく中で事業の実施主体について検討を要するが、中学生の時期に海外を体験することは、国際社会の中で将来役に立つものであり事業の必要性は高い。交通費等の変動的な要因があり補助金額が増加傾向にあるが、平成26年度から上限を設定したため継続とする。なお、行先を近隣国にすれば、参加者負担が軽減され、更に多くの中学生が参加できるため検討を要する。
64		遠距離通学生徒通学費補助金(高等学校)	0	80	285	市之川、加茂、大保木地区に居住する高等学校生徒の通学費に対して一部補助を行い、保護者の経済的負担を軽減することにより、地域間の格差を是正し、教育の機会均等を図る。	市之川、加茂、大保木地区に居住する高等学校生徒の通学費に対して一部補助を行う。	-	個人	交通手段:定期バス、自転車 補助対象区間(定期バス):自宅最寄り停留所から常心バス停留所まで (自転車):自宅から学校まで 補助金額(定期バス):通学バス運賃相当額 (自転車):20,000円(自転車購入・修理代、雨具代及び靴代の年間必要経費)	H元	その他	市全域	継続 (地域間で 見直し)	高校生の通学に要する経済負担を軽減するため必要な事業であるが、丹原地域の鞍瀬、桜樹地区は対象外となっている。現在生徒はいないが今後就学することも見込まれることから、同様の補助を行う必要があるため補助金交付要綱を見直しした上で継続。
65		遠距離通学費補助金(小学校)	810,940	734	600	市之川、加茂、大保木、鞍瀬及び桜樹地区に居住する小学生の通学費に対して一部補助を行い、保護者の経済的負担を軽減することにより、地域間の格差を是正し、教育の機会均等を図る。	市之川、加茂、大保木、鞍瀬及び桜樹地区に居住する小学生の通学費に対して一部補助を行う。	-	個人	交通手段:定期バス 補助対象区間(定期バス):自宅最寄り停留所から常心バス停留所まで 補助金額(定期バス):通学バス運賃相当額(定期バス便がない場合のタクシー代含む)	H元	その他	市全域	継続	義務教育である小学生の通学に要する経済負担を軽減するため必要な事業であり現行どおり継続。
66		遠距離通学費補助金(中学校)	264,440	604	778	市之川、加茂、大保木、鞍瀬及び桜樹地区に居住する中学生の通学費に対して一部補助を行い、保護者の経済的負担を軽減することにより、地域間の格差を是正し、教育の機会均等を図る。	市之川、加茂、大保木、鞍瀬及び桜樹地区に居住する中学生の通学費に対して一部補助を行う。	-	個人	交通手段:定期バス、自転車 補助対象区間(定期バス):自宅最寄り停留所から常心バス停留所まで (自転車):自宅から学校まで 補助金額(定期バス):通学バス運賃相当額(定期バス便がない場合のタクシー代含む) (自転車):20,000円(自転車購入・修理代、雨具代及び靴代の年間必要経費)	H元	その他	市全域	継続 (地域間で 見直し)	義務教育である中学生の通学に要する経済負担を軽減するため必要な事業である。自転車通学に対する補助のうち、要綱上、丹原地域の鞍瀬、桜樹地区のみ1年間通学を条件としている。実際の運用と違うため要綱を修正した上で現行どおり継続。
67		音楽会等参加旅費補助金	4,445,500	4,070	4,000	西条市の学校教育における音楽等の技能技術並びに音楽教育等の向上及び振興発展のため。	①コンクール・演奏大会・発表会等の参加に要する経費補助 ②西条市小中学校音楽発表会の参加に要する経費補助	-	団体	①該当する開催地までの交通費とし、市長が特に必要と認められた場合に限り主催団体が設定する協定料金の宿泊料 ②小中学校音楽発表会の参加費	H17	施策 推進型	市全域	継続	小中学校及び高等学校の音楽会における交通手段としてバスの借上げは必要である。父兄に転嫁すると負担がかかるため現行どおり継続。
68		体育大会等参加旅費補助金	20,639,510	20,503	21,000	西条市における小・中学校の学校体育の技術向上及び振興発展のため。	①西条市小・中学校体育団体活動費補助金 ②各種競技大会参加者に対し西条市小・中学校体育競技大会参加補助金	-	団体	①小・中学校体育連盟対象(小学校:一人当りの単価80円、中学校:一人当りの単価480円) ②財団法人日本体育協会及びこれに加盟する種目団体が主催する各種目。	H17	施策 推進型	市全域	継続	小中学校の体育大会における交通手段としてバスの借上げは必要であり、父兄に転嫁すると負担がかかる。また、要綱上屋敷代を補助対象経費としていたが、平成25年度から対象外としているため要綱を修正した上で現行どおり継続。
69		学校等連携教育推進事業費補助金	1,000,000	1,000	1,000	幼児児童生徒の校区内での交流(文化的、体育的)は、学校を中心とした地域の人々との人的、物的なネットワークを創出。教員の資質向上を図り、小学校外国語活動や、特別支援に関する研修等で、一貫した授業内容の充実及び特別支援体制の充実を図る。	幼・保・小・中が連携教育活動を通じて、確かな学力、豊かな心を育み、一人一人の幼児児童生徒が自分の力を十分に発揮できる事業を展開。学びの連続性と、今の学びがどのように育っていくのかを見通した情報交換や指導の共通理解。年齢の垣根を越えた交流を通じてお互いが学び合う場の創出。	-	団体	各中学校区の幼稚園、保育所、小学校及び中学校が連携して実施する事業に要する経費 補助金額は予算の範囲内において定める。	H19	施策 推進型	市全域	削減	小中学校の連携、協働体制の強化は必要であるが、補助金が無くても本来の業務として取り組んでほしい内容である。補助対象経費については消耗品費の割合が多いため廃止又は削減の検討を要する。
70	行政委員会等 農業委員会	農業者年金連絡協議会補助金	135,000	135	135	会員相互の連絡連携を図り、年金制度の拡充強化に寄与するとともに、新規農業者の確保の上で重要となる、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図る農業者年金への加入促進をする。	西条市農業者年金連絡協議会の活動に対する補助。	-	団体	定額135,000円	合併 以前から	団体運営	市全域	継続 (終期設定)	平成23年度に会員のエリアを丹原、小松地域にも拡大し、会員数の拡大を図っているが、西条地域は加入者がいない。補助金交付要綱が無いが、補助対象経費等が不明確であり、長年団体への定額補助になっているため、経費の見直し等により自己財源で運営すべきである。また、県内では西条市の他大洲市、西予市のみの実施であり、廃止を含め終期設定の検討を要する。
一 般 会 計 合 計			276,870,295	307,657	291,395										